

財団法人日本軽種馬登録協会馬名登録実施基準

(平成 13 年 12 月 5 日規約第 6 号)
改正平成 14 年 12 月 9 日規約第 8 号
改正平成 18 年 9 月 28 日規約第 4 号
改正平成 20 年 5 月 23 日規約第 2 号

(目的)

第 1 条 この基準は、財団法人日本軽種馬登録協会登録規程(以下「登録規程」という。)第 10 条の規定に基づき、馬名の登録に関する事項を定めることを目的とする。

(申込み)

第 2 条 馬名を登録しようとする当該馬の所有者は、馬名登録申込書(様式第 2 号)に、次に掲げる書類のうち該当するものを添えて、協会の理事長に申込まなければならない。

- (1) 登録規程第 18 条の規定に基づき交付された血統登録証明書の写し(以下「血統登録証明書の写し」という。)
- (2) 外国で出生した馬については、当該馬の生産国の血統登録機関又は競馬統轄機関(以下「馬名登録機関」という。)に登録されている馬名、血統、生年月日及び毛色等を証明する書類の写し

2 馬名登録申込書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 申込者の住所、氏名及び登録番号(以下「ID」という。)
- (2) 任意代理人が申込みをする場合には、任意代理人の住所、氏名及び ID
- (3) 当該馬の品種、血統登録番号(第 1 項第 2 号の書類を添付すべき馬に該当する場合は除く。以下同じ。)及び血統
- (4) 希望馬名
 - ア 片仮名で表示する。
 - イ 希望馬名が外国語に由来するときは、原則として原語を併記する。
 - ウ 拗音及び促音については、明記する。
 - エ 外国で出生した馬については、原則として生産国の馬名登録機関に登録されている馬名とする。
- (5) 希望馬名の意味及び由来
- (6) その他必要な事項

3 電子媒体により申込む場合にも同様の取扱いとする。

(馬名登録)

第3条 馬名の登録（以下「馬名登録」という。）は、馬名登録原簿（様式第1号）に当該馬の馬名、登録番号、登録年月日、品種、血統登録番号、性、毛色、生年月日、血統及び当該馬の所有者の住所及び氏名を記載して行う。

2 馬名の表記は、片仮名によるものとし、その附帯としてアルファベットによる表記をするものとする。

3 馬名登録をしたときは、登録した馬名を記載した馬名登録通知書（様式第3号）を申込者に交付する。

4 馬名登録原簿への記載は、磁気ディスクへの記録をもってこれに代えることができる。

この場合において、第1項、第4条、第5条及び第6条中「記載」とあるのは、「記録」と読み替えるものとする。

(審査基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する馬名は、登録できない。ただし、外国で出生し、かつ、外国で出走したことがある馬で競走の目的で輸入されたもの、又は外国で出生した馬で繁殖の目的で輸入されたものであって当該馬の生産国の馬名登録機関に馬名が登録されている馬の馬名を登録しようとする場合は、この限りでない。

- (1) 馬名登録原簿に記載されている馬名又はこれらと紛らわしい馬名
- (2) 日本中央競馬会の馬名登録、地方競馬全国協会の馬登録若しくは繁殖登録を受けた馬名又はこれらと紛らわしい馬名
- (3) 持込馬の父馬の馬名、輸入馬のうち血統登録を受けたものの父馬・母馬の馬名又はこれらと紛らわしい馬名
- (4) 父馬・母馬の馬名と同じである馬名又はこれらと紛らわしい馬名
- (5) 次に掲げる馬名と同じである馬名又はこれらと紛らわしい馬名
 - ア サラブレッド造成から今日まで功績を残した著名な馬の馬名
 - イ 国際保護馬名
 - ウ 外国の重要な競走（別表4）の勝馬の馬名
 - エ 我が国の競走馬の系統上、特に有名な種雄馬及び種雌馬の馬名
 - オ 中央競馬のG I競走（2歳のG I競走は、平成3年以降）、中山グランドジャンプ及びダート競走格付委員会により格付けされた地方競馬指定交流競走のG I競走の勝馬の馬名

カ 昭和 58 年以前の東京優駿、皐月賞、菊花賞、桜花賞、優駿牝馬、エリザベス女王杯、天皇賞、有馬記念及び宝塚記念競走の勝馬の馬名

キ 昭和 56 年以前の中山大障害競走の勝馬の馬名

ク 全日本アラブ大賞典、平成 13 年以前の東京ダービー、楠賞全日本アラブ優駿及び平成 8 年以前の東京大賞典競走の勝馬の馬名

ケ イギリス（アイルランドを含む。）、フランス、アメリカ（カナダを含む。）又はオーストラリア（ニュージーランドを含む。）で最近 10 年間にリーディングサイアー（獲得賞金別）の 10 位までになった種雄馬の馬名

(6) 奇きょうな馬名

ア 馬名としてふさわしくない馬名

イ 著名な人物等の名称と同じ馬名

ただし、歴史的に一般化している場合又は愛称若しくは名のみの場合には認めることがある。

ウ 公序良俗に反する馬名又は侮辱的とみなすことのできる馬名

エ 言葉の意味と性別が異なる馬名

オ 馬及び競馬等に関する用語（日、英、仏語）のうち（ア）から（オ）までのいずれかに該当する馬名

ただし、前後に付属語を付した場合は認めることがある。

（ア）馬の品種名

（イ）馬の呼称

（ウ）競走名

（エ）毛色、服色又は帽色に使用されている色の名称

（オ）実況放送、成績掲載等に支障を生ずる用語

カ アルファベット又は数字を片仮名で表記しただけの馬名

キ その他、認めないことがある馬名

（ア）時事に関し、競走馬の馬名として不適切なもの

（イ）動植物の名称のもの

（ウ）有名な地名又は山河の名称（国名、首都、都道府県名等）のもの

（エ）映画、雑誌、テレビ番組及び曲名等の名称のもの

（オ）冠名を付けている馬主にあつては冠名のみを馬名としたもの

（カ）明らかに商品名と判断されるもの

(7) 1 字又は 10 字以上の馬名

(8) 明らかに営利のため広告宣伝を目的として会社名、商品名等と同じである名称を付したと認められ、かつ、馬名としてふさわしくない馬名

(9) その他第 7 条で規定する馬名審査会又は第 8 条で規定する馬名審議委員会で馬名として不適当と認められた馬名

2 外国で出生した馬の馬名については、前項で定めるもののほか、次によるものとする。

(1) 馬名登録の申込みをするときに、当該馬の生産国の馬名登録機関に馬名を登録していない場合には、希望馬名をその馬名登録機関に登録した後で行う。

(2) 当該馬の馬名登録における馬名は、生産国の馬名登録機関に登録された馬名を当該国の発音に従って片仮名で表記する。

ただし、その馬名が第1項の規定により登録できない場合には、以下のいずれかの取扱いとする。

ア 1字又は10文字以上のときは、馬名の意味を損なわない範囲で読み替える。

イ 馬名登録原簿に記載されている馬名又はこれらと紛らわしい馬名のときは、馬名の意味を損なわない範囲で読み替える。

ウ 希望馬名を変更する。

(3) 外国で出生し、かつ、外国で出走したことのある馬が競走の目的で輸入された場合、その馬名が既に登録のある馬名（第5条の規定により再び使用できるものを除く。）と同じであるときは、その馬名に当該馬の生産国略字を付して表示する。

(4) 外国で出生し、繁殖の目的で輸入された場合、その馬名が既に登録のある馬名（第5条の規定により再び使用できるものを除く。）と同じであるときは、登録規程第10条第2項第3号の定めるところによる。

3 馬名の表記に用いる文字、長音符号及び表記方法は、次によるものとする。

(1) 馬名に用いる片仮名表記

片仮名遣いは、語を現代語の音韻に従って書き表すことを原則とした、昭和61年7月1日付け内閣告示第1号「現代仮名遣い」（別表1）によるものとする。

ア 長音は「ー」（長音符号）を用いることができ、1字とする。

イ 「ヲ」を使用する場合には、助詞としての正しい用法でなければ使用できず、「ヲ」と「オ」は同音（名）として取り扱う。

ウ 外来語の表記に用いる仮名と長音符号は、平成3年6月28日付け内閣告示第2号「外来語の表記」（別表2）によるものとする。

(ア) 「ヴ」を使用する場合には、外来語としてその原音の意識がなお残っているものについてのみ使用できる。（アルファベットの「V」他の発音の場合）

(イ) 「ヴ」に続いて拗音が用いられないときは、「ヴ」と「ブ」は同音（名）として取り扱う。

(ウ) 「ヴ」に続いて拗音「ァ」「ィ」「ェ」「ォ」「ュ」が用いられるときは、「ヴァ」と「バ」、「ヴィ」と「ビ」、「ヴェ」と「ベ」、「ヴォ」と「ボ」及び「ヴェュ」と「ビュ」はそれぞれ同音（名）として取り扱う。

(2) 附帯として用いるアルファベット表記

使用する文字は、英語の 26 文字 (A～Z) の範囲とする。

ア アルファベットで表記する馬名は、空白を含め 18 文字以内とする。

イ アルファベットで表記する馬名には、終止符を用いることができないものとする。

ウ 外国語に由来する馬名は、原語を用いて表記するものとする。

ただし、その原語が使用できる文字以外の文字を使用している場合には、「ローマ字のつづり方」(別表 3) を用いるものとし、馬名登録申込書に外国語に由来する旨の記載がない場合には、「ローマ字のつづり方」を用いることがある。

エ ウ本文にかかわらず、国民一般が日常的に使用している外国語に由来する馬名は、「ローマ字のつづり方」とする。

オ 日本語に由来する馬名は、「ローマ字のつづり方」とする。ただし、長音符号「ー」及びオ段の次の「ウ」と「オ」は表記しない。

(再び使用できる馬名)

第 5 条 第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる馬名 (これら各号に規定する「紛らわしい馬名」及び同条第 1 項第 4 号から第 9 号までのいずれかに該当する馬名を除く。) については、同項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより、その定める日以降は、再び馬名登録に使用することができるものとする。

(1) 馬名登録原簿に記載されている馬名で、競馬法に基づき定められた日本中央競馬会競馬施行規程第 4 条の競走馬登録及び地方競馬全国協会業務方法書第 12 条の馬登録 (以下「馬の登録」という。) を受けていない馬及び繁殖登録を受けていない馬の馬名は、その馬の死亡が判明した日の属する年の翌年 1 月 1 日から 4 年を経過した日又は馬名登録原簿に馬名の記載された日の属する年の翌年 1 月 1 日から 9 年を経過した日のうち、いずれか早い日

(2) 繁殖登録を受けた馬の馬名は、種雄馬にあつては、死亡又は用途を変更した日の属する年の翌年 1 月 1 日から 14 年を経過した日、種雌馬にあつては、死亡又は用途を変更した日の属する年の翌年 1 月 1 日から 9 年を経過した日

(3) 馬の登録を受けた馬の馬名 (馬名登録原簿に記載されているものに限る。) は、その登録が抹消された日の属する年の翌年 1 月 1 日から 4 年を経過した日 (ただし、その日の前日までに、その馬名で再び馬の登録を受けた場合におけるその日を除く。)

(4) 日本中央競馬会の馬名登録又は地方競馬全国協会の馬登録を受けた馬の馬名は、その登録が抹消された日の属する年の翌年 1 月 1 日から 4 年を経過した日 (ただし、その日の前日までに、その馬名で再び馬の登録又は日本中央競馬会の馬名登録若し

- くは地方競馬全国協会の馬登録を受けた場合におけるその日を除く。)
- (5) 前2号にかかわらず、中央競馬の重賞競走若しくはダート競走格付委員会により格付けされた地方競馬指定交流競走のGⅡ競走又はGⅢ競走の勝馬の馬名は、競走馬としての登録を抹消された日の属する年の翌年1月1日から9年を経過した日
 - (6) 馬名登録原簿に記載されている馬名で、外国へ輸出された馬及び外国に輸出された後に馬名登録原簿に馬名を記載された馬(その後、輸入されたものを除く。)に係わるものは、前各号にかかわらず、その馬の死亡が判明した日の属する年の翌年1月1日から4年を経過した日又は出生した日の属する年の翌年1月1日から19年を経過した日のうち、いずれか早い日
 - (7) 持込馬の父馬(輸入され我が国で飼養しているものは除く。)の馬名及び輸入馬のうち血統登録を受けたものの父馬・母馬(輸入され我が国で飼養しているものは除く。)の馬名は、父馬にあつては、出生した日の属する年の翌年1月1日から34年を経過した日、母馬にあつては、出生した日の属する年の翌年1月1日から24年を経過した日
 - (8) 第6条第2項の規定により馬名を変更した場合における旧馬名は、変更した日の属する年の翌年1月1日から1年を経過した日
- ただし、日本中央競馬会に競走馬登録された馬で、その定める日まで未出走である馬の旧馬名は、その馬が出走するか競走馬登録を抹消されるまで使用することができない。

(馬名の変更又は取り消し)

第6条 馬名登録原簿に記載された馬名は、変更又は取り消すことができない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する馬の馬名は、その馬が繁殖登録を受けた馬である場合を除き、変更することができるものとする。

ただし、外国で出生した馬にあつては、その生産国の馬名登録機関の承認があつた場合に限る。

- (1) 馬の登録及び外国における競走に出走するための登録のいずれも受けていない馬
- (2) 馬の登録又は外国における競走に出走するための登録を現に受けている馬で、中央競馬若しくは地方競馬又は外国における競走に出走したことがなく、かつ、馬の登録又は外国における競走に出走するための登録を受けた後に馬名の変更を行ったことのないもの
- (3) 日本中央競馬会の馬名登録又は地方競馬全国協会の馬登録を現に受けている馬で、中央競馬又は地方競馬に出走したことがなく、かつ、日本中央競馬会の馬名登録又は地方競馬全国協会の馬登録を受けた後に馬名の変更を行ったことのないもの

3 馬名登録原簿に記載された馬名を変更しようとする当該馬の所有者は、馬名変更申込書（様式第2号）に、血統登録証明書の写し、第2項第2号又は第3号に該当する場合には未出走を証明する書類及び外国で出生した馬にあってはその生産国の馬名登録機関の承認を得たことを証明する書類を添えて、協会の理事長に申込まなければならない。

4 馬名の変更については、第2条から第5条までの規定を準用する。

この場合において、これらの条文中「馬名の登録」及び「馬名登録」とあるのは、「馬名の変更」と読み替えるものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する馬の馬名は、取り消すことができるものとする。

ただし、馬の登録及び外国における競走に出走するための登録のいずれも受けていない馬名に限る。

(1) 第4条の規定に該当していると判明した馬名

(2) 馬名の表記が、申込みのあった馬名と異なる表記となっていることが判明した馬名

(馬名審査会)

第7条 申込みのあった馬名を登録（馬名を変更するための登録及び馬名の取り消しを含む。）するに当たっては、馬名審査会に諮らなければならない。

2 馬名審査会は、理事長が指名した者をもって構成し、事務処理に関する事項は別に定める。

(馬名審議委員会)

第8条 馬名登録に関する重要事項を審議するため、馬名審議委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会の委員は、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会の馬の登録を所掌する理事及び部長、協会の役員及び馬名登録部長及び学識経験者をもって構成する。

3 委員のうちから委員長1名、副委員長1名を互選する。

- 4 委員長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときに、委員長の事務を代行する。
- 6 やむを得ない事由により、委員会の会議を招集することができない場合は、書面をもって会議に替えることができる。
- 7 委員会の事務は、馬名登録部において処理する。
- 8 この規定によるほか委員会に関し必要な事項は、委員会で定める。

(細則)

第9条 この馬名登録実施基準に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 (平成 13 年 12 月 5 日規約第 6 号)

この規約は、平成 14 年 1 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 14 年 12 月 9 日規約第 8 号)

この規約は、平成 15 年 1 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 18 年 9 月 28 日規約第 4 号)

この規約は、平成 18 年 10 月 1 日から実施する。

但し、第 5 条については、平成 19 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 5 月 23 日規約第 2 号)

この規約は、平成 20 年 5 月 23 日から実施する。

別表 1

(直音)

ア	イ	ウ	エ	オ					
カ	キ	ク	ケ	コ	ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ
サ	シ	ス	セ	ソ	ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ
タ	チ	ツ	テ	ト	ダ	ヂ	ヅ	デ	ド
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ					
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	バ	ビ	ブ	ベ	ボ
					パ	ピ	プ	ペ	ポ
マ	ミ	ム	メ	モ					
ヤ		ユ		ヨ					
ラ	リ	ル	レ	ロ					
ワ				ヲ					

(拗音)

キヤ	キュ	キョ	ギヤ	ギユ	ギョ
シヤ	シュ	ショ	ジヤ	ジュ	ジョ
チャ	チュ	チョ	ヂヤ	ヂユ	ヂョ
ニヤ	ニユ	ニョ			
ヒヤ	ヒユ	ヒョ	ビヤ	ビユ	ビョ
			ピヤ	ピユ	ピョ
ミヤ	ミュ	ミョ			
リヤ	リュ	リョ			

(撥音)

ン

(促音)

ッ

昭和 61 年 7 月 1 日付 内閣告示第 1 号「現代仮名遣い」に従い片仮名にしたものである。

別表 2

第 1 表 (外来語や外国の地名・人名を表す一般的な使い方)

ア	イ	ウ	エ	オ					
カ	キ	ク	ケ	コ					シエ
サ	シ	ス	セ	ソ					チエ
タ	チ	ツ	テ	ト	ツア				ツエ ツオ
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ		テイ			
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	ファ	フィ			フェ フオ
マ	ミ	ム	メ	モ					ジェ
ヤ		ユ		ヨ	ダイ				
ラ	リ	ル	レ	ロ					デュ
ワ									

ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ
ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ
ダ			デ	ド
バ	ビ	ブ	ベ	ボ
パ	ピ	プ	ペ	ポ

第 2 表 (外来語や外国の地名・人名を原音や現
つづりになるべく近く書き表す場合)

キャ	キュ	キョ						イエ
シャ	シュ	ショ		ウイ				ウエ ウオ
チャ	チュ	チョ	クア	クイ				クエ クオ
ニャ	ニユ	ニョ		ツイ				
ヒャ	ヒユ	ヒョ						トウ
ミャ	ミュ	ミョ	グア					
リャ	リュ	リョ						ドウ
ギャ	ギユ	ギョ	ヴァ	ヴィ	ヴ	ヴェ	ヴォ	
ジャ	ジュ	ジョ						テュ
ビャ	ビユ	ビョ						フュ
ピャ	ピユ	ピョ						ヴュ

- ン (撥音)
- ッ (促音)
- ー (長音符号)

平成 3 年 6 月 28 日付 内閣告示第 2 号「外来語の表記」による。

別表 3

ローマ字のつづり方

ア	イ	ウ	エ	オ	キャ	キュ	キョ
A	I	U	E	O	KYA	KYU	KYO
カ	キ	ク	ケ	コ	シャ	シュ	ショ
KA	KI	KU	KE	KO	SHA	SHU	SHO
サ	シ	ス	セ	ソ	チャ	チュ	チョ
SA	*SHI(SI)	SU	SE	SO	CHA	CHU	CHO
タ	チ	ツ	テ	ト	ニャ	ニユ	ニョ
TA	*CHI(TI)*TSU(TU)	TE	TO		NYA	NYU	NYO
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ヒャ	ヒユ	ヒョ
NA	NI	NU	NE	NO	HYA	HYU	HYO
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	ミャ	ミユ	ミョ
HA	HI	FU	HE	HO	MYA	MYU	MYO
マ	ミ	ム	メ	モ	リャ	リュ	リョ
MA	MI	MU	ME	MO	RYA	RYU	RYO
ヤ	イ	ユ	エ	ヨ	ギャ	ギユ	ギョ
YA	I	YU	E	YO	GYA	GYU	GYO
ラ	リ	ル	レ	ロ	ジャ (ヂャ)	ジュ (ヂュ)	ジョ (ヂョ)
RA	RI	RU	RE	RO	JA	JU	JO
ワ	イ	ウ	エ	ヲ	ビャ	ビユ	ビョ
WA	I	U	E	O	BYA	BYU	BYO
ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ	ピャ	ピユ	ピョ
GA	GI	GU	GE	GO	PYA	PYU	PYO
ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ			
ZA	JI	ZU	ZE	ZO	1	はねる音「ン」はnで表す。 ただし m,b,p の前ではmを用いる。	
ダ	ヂ	ヅ	デ	ド			
DA	JI	ZU	DE	DO	2	つまる音は、次に来る最初の子音を重ねて表すが、ただし次に c h がつづく場合には c を重ねずに t を用いる。	
バ	ビ	ブ	ベ	ボ			
BA	BI	BU	BE	BO			
パ	ピ	プ	ペ	ポ			
PA	PI	PU	PE	PO	3	長音符号「ー」は表記しない。	

4 オ段の次の「ウ」「オ」は表記しない。

* アルファベット表記が 18 文字を超えることを防ぐときに限りシを si、チを ti、ツを tu と使用することがある。

昭和 29 年 12 月 9 日付 内閣告示第 1 号「ローマ字のつづり方」による。

別表4

外国の重要な競走

イギリス	アイルランド	フランス
1,000 ギニー	1,000 ギニー	1,000 ギニー
2,000 ギニー	2,000 ギニー	2,000 ギニー
オークス	オークス	オークス
ダービー	ダービー	ダービー
グラントナショナル		

アメリカ

- ケンタッキーダービー
- ブリークネスステークス
- ベルモントステークス
- ジョッキークラブゴールドカップ
- ブリーダーズカップ ディスタフ
- ブリーダーズカップ フィリー&メアターフ
- ブリーダーズカップ マイル
- ブリーダーズカップ スプリント

様式第 1 号

馬 名 登 録 原 簿

血統登録	平成	年生	第	号	
馬名登録	馬名		第	号	馬名登録日
	(旧馬名)		
	父				
	母				
品種		性	毛色		生年月日
所有者	住所				
	氏名				